

復興推進計画

「宮城県民間投資促進特区（農業版）」

作成主体の名称；

宮城県，石巻市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，
山元町，松島町，七ヶ浜町，南三陸町

1 復興推進計画の区域

石巻市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，
松島町，七ヶ浜町，南三陸町の全域

2 復興推進計画の目標

本県の農業は，先人達が長きにわたり培ってきた技術や知恵の蓄積によって，それぞれの地域の気候や地形，土壌，風土などの多様な環境に適応させ，米や畜産をはじめ，地域特有の安全で多彩な農畜産物を安定的に供給してきたほか，国土の保全や景観の維持等の多面的な機能を発揮してきた。

特に，沿岸部においては，いちごやトマト，きゅうり，きく等の県内有数の園芸産地として発展してきた地域であり，本県農業を代表するブランド農産物を数多く産出し，農業所得の向上や農業後継者の確保に大きく貢献してきたところであるが，震災により生産基盤の多くを失うことになり，生活の糧となる営農の場，雇用の場が確保されない状況が続いている。

このような状況からの復興を果たすため，土地利用型農業については，農地の集約化による大規模経営や集落営農組織の法人化を，園芸については，従来の農業者周辺の生産施設を集約し，団地的土地利用による生産施設の設置や機械・施設の共同利用や先端技術の導入を，畜産については，畜舎等の共同利用施設の導入及び法人化をそれぞれ促進し，農業生産力の向上や低コスト化などの効率化を積極的に推進する。あわせて，生産された農畜産物の加工による新商品の開発や多様な販売チャンネルを生かし，販売力の向上と高付加価値化による収益性の高い農業経営を積極的に推進する。

特に，農業者と民間企業が共同出資する経営や他産業から農業への参入を促すことで，企業の資本力と経営ノウハウ等を生かし，農畜産物の加工による新商品の開発やレストラン経営，観光産業等との連携による新ビジネスの創出などの経営の多角化を進め，農畜産物生産力の向上や地域食材の活用等による地域ブランドの確立，経営の安定化を図り，沿岸部における雇用の創出と地域経済・社会の復興につなげるものである。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 早期の営農再開に向けた生産基盤の整備と法人化の推進

農地の復旧を急ぐとともに，農地の大区画化を図るためのほ場整備事業を実施し，土地利用型農業の大規模化，法人化等を推進する。

(2) 園芸や畜産の生産振興の強化

土地利用の再編を実施する中で、園芸団地の形成、畜舎の共同利用等を推進し、より収益性の高い農業を展開する。特に、沿岸部で失われた園芸産地の早期回復と更なる発展を図るため、大規模施設園芸を行う事業者等を確保・育成する。

(3) 民間企業と連携した農業経営と他産業からの農業参入の推進

農業者と民間企業が共同出資する経営や他産業からの農業への参入を促すことで、民間資本力や経営ノウハウを生かし、6次産業化や農商工連携等の取組を進め、農業経営力の向上、高付加価値化を目指した農業を推進する。

(4) 先進技術の活用による生産性の向上及び販売力強化

民間企業と試験研究機関、大学等と連携し、省エネや高品質化、増収に結びつける先進技術の実証・導入、IT化の推進による作業機械や施設単位の生産管理・顧客管理、消費者ニーズの把握などの販売システムの構築を図り、生産性の向上及び販売力の強化を行う。

4 復興産業集積区域の区域

農業及び関連産業の集積及び振興を図る区域として別添に記載する区域
(資料1-1, 資料1-2)

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

a. 集積を目指す業種

ア. 農業及び関連産業

本区域のうち、雇用等被害地域を含む市町は、温暖な気候と平坦な地形に恵まれ、土地利用型農業に加えて、園芸・畜産農業も盛んな地域であり、本県の農業振興と後継者確保に大きく貢献してきた地域であるが、今回の震災により、農地や園芸作物の生産関連施設をはじめ、多くの地域資源が被害を受け、雇用の場が失われた。

このような状況からの復興を果たすため、土地利用型農業については、農地の集約化・大区画化による大規模土地利用型農業や集落営農組織の法人化を進め、地域の農業担い手への農地の集積を図るとともに、機械・施設への過剰投資を抑制し、生産性の向上と低コスト化により収益性の拡大を図る。

園芸については、生産施設の団地化、機械・施設等の共同利用、先端技術の導入を推進し、畜産については、畜舎等の共同利用施設の導入を推進する。また、いずれも法人化等による農業経営の合理化等を推進し、気候風土に適應して形成された産地の回復と一層の生産力の向上を図り、今まで培ってきた地域ブランドを回復・発展させる。

あわせて、農業者自らが取り組む経営の多角化を推進するとともに、民間企

業との連携により、資本力や経営ノウハウを農業経営に取り込み、生産された農畜産物の加工による新商品の開発や多様な販売チャネルを生かし、販売力向上と高付加価値化による収益性の高い農業経営を積極的に推進する。

さらに、農業及び食品産業への関心が高まる中、他産業から農業への参入を促すことで、食品加工やレストラン経営など、地域食材の活用等による経営の安定、雇用の創出を図る。

なお、農業に関連する産業の集積に当たっては、本区域の大部分が農地であり、市街化の抑制を基本とする区域であることから、立地の際に許認可等関係法令との個別の調整が必要となる場合がある。

地域特性等を生かした各地域の農業振興の方向については下記のとおりである。

○本県では、園芸及び畜産の生産振興を推進し、基幹作物である稲作とのバランスのとれた生産構造への転換を図ることとしている。しかし、稲作を巡る情勢は、消費の減少による米価の低迷や農地集積が進まないことなどから、収益性が上がらないという課題はすべての市町で共通している。このため、いずれの市町においても、ほ場の大区画化を進め、農業法人等に農地を集積することによる作業の効率化や直播栽培技術の導入などによる低コスト化を図り、収益性のある米及び大豆・麦類を主体とする農業を展開する。また、狭隘な地形を有する気仙沼市や南三陸町においては、農地面積が他の市町に比べて少ないことから、ほ場整備を行うとともに、農業法人等が複数の復興産業集積区域をまたがった土地利用型農業を推進する。農地面積が少ない多賀城市、松島町、七ヶ浜町においても、同様の取組となる。

○震災前から園芸振興が図られてきた市町では、震災後においても栽培に適した土壌や気候を生かした品目の生産振興を図る。気仙沼市はいちご、南三陸町はきく、葉菜類、石巻市はいちご、トマト、きゅうり、こねぎ、せり、ガーベラ、きく、東松島市はトマト、きゅうり、名取市はきゅうり、小松菜、チンゲンサイ、岩沼市はトマト、きゅうり、亘理町、山元町はいちごを主体に生産を振興する。

あわせて、震災前から畜産振興が図られてきた気仙沼市及び石巻市では、本県の基幹種雄牛「茂洋」を核にした肉用牛の生産を振興するとともに、石巻市では畜舎や機械の共同利用などによる酪農の生産を振興する。

○各市町においては農畜産物の生産のみに止まらず、加工や農家レストラン等の取組を進めるとともに、地域の観光資源や地の利を生かし、人の対流を促進するなど、高付加価値化や消費拡大による収益性の高い農業を展開する。

また、各市町において、民間企業と農業者の共同出資による新たな法人の設立や他産業から参入する法人の立地を推進し、被災者の雇用拡大と地域経済の活性化を目指す。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

01 農業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業

種の主要関連業種

主要関連業種は、下記に示すとおり、経営の多角化に向け、関連する業種を取り込んで自ら農業生産を行う場合に限る。

- i 自ら生産した農畜産物等を即時出荷・販売するだけでなく、加工場を設置し、漬け物や菓子、ジャム、ピューレ、カット野菜、ハム・ソーセージ等、地域食材を活用した新商品の開発を行う。
- ii 農畜産物を活用し、農産物直売所での販売や量販店との契約栽培、インターネット販売、農家レストラン等の運営を行う。
- iii 農畜産物を活用し、農産加工や収穫体験の場を提供する宿泊・滞在型のグリーン・ツーリズム、観光産業との連携を図る取組を行う。
- iv 農畜産物の生産により副次的に生産される農業資源を活用し、飼料やたい肥等の製造及び販売の取組を行う。

なお、日本標準産業分類表に基づく関連業種は、下記のとおりである。

09食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)

58飲食物品小売業 75宿泊業 76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業

b. 予想される集積の形成及び活性化の効果

ア. 農業及び関連産業

本県農業においては、農業従事者の高齢化や担い手の減少、消費量の減少や産地間競争の激化による米をはじめとした農産物価格の低迷、人口減少による農村の集落機能の低下等への対応が課題となっていることから、担い手への農地集積や集落営農の取組、収益性の高い品目への転換等を推進してきた。

さらに、農地の集約等による経営の大規模化や6次産業化とともに、経営の多角化、高付加価値化に取り組む農業法人や、企業の資本力や経営ノウハウを取り込む農業法人の設立を促すことにより、被災者の雇用機会の拡大及び地域経済の活性化が期待できる。

特に、沿岸部は、いちごやトマト、きくなど、県を代表する園芸産地であったことから、その生産をいち早く回復させ、それらを生かした農畜産物加工品の開発や農家レストラン、観光産業との連携によるグリーン・ツーリズム等の取組により、都市住民との交流促進による新たなビジネスの創出が期待される。

このように、農業及び関連産業の集積・振興を図ることにより、地域の投資環境や雇用状況が震災以前の状態まで改善されることが見込まれる。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

雇用等被害地域は、津波により浸水し直接の被害が生じた地域で、別添で図示する地域。(資料1-2)

雇用等被害地域を含む市町村は、石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、南三陸町

【設定の理由】

本県においては、東日本大震災により、その全域にわたり、強烈な揺れに襲われるとともに（資料 2-1）、甚大な被害が発生した。（資料 2-2、資料 2-3）

死傷等の人的被害は約 1 万 1 千人で全国の約 6 割におよび、住宅被害は全壊約 8 万 4 千棟、半壊約 1 3 万 7 千棟で全国の約 6 割、被害額は総額約 8 兆 8 千億円で全国の約 6 割を占める。（資料 2-2）

津波浸水地域は、「津波による震災被害」が生じ、「地震・津波による直接の被害が生じた地域」として典型的な地域であることに加えて、企業、農地、漁港をはじめ、広範にわたり壊滅的な被害が生じた地域である。（資料 2-3、資料 2-4）

地域を包括するブロック等の事業主都合離職者数、雇用保険受給者数、雇用保険の資格喪失者数等の雇用に関する指標が、震災前の前年同月又は同時期と比べ、大きく悪化しており、特に、石巻、塩竈、気仙沼の各地区においては、その悪化の度合いが甚だしい。（資料 2-6）

特に、農地については、15 市町で浸水を受け、うち七ヶ浜町や県南部の市町では半分以上の浸水面積となった。（資料 2-5）そのような地域では、ガレキや堆積物の除去、除塩対策などの復旧を急いでいる。また、沿岸部の排水機場や海岸堤防はほとんどが被災し、応急措置によって対応しているが、農地を含め、本格復旧するまでには相当の時間を要する。さらに、津波によって、農業用ハウスや農業機械が流失し、早期の営農再開を難しくしている。

③ 特別の措置

ア. ①の a のアの（ア）又は（イ）の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条の規定による措置）

イ. ①の a のアの（ア）又は（イ）の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定による措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア. 補助制度（項目ごとに重複する事業もあるが、見やすくするため再掲しない）

< 早期の営農再開に向けた生産基盤の整備と法人化の推進に係る事業 >

- 東日本大震災災害復旧事業（実施主体：国，県，市町）
 - ・ 農地・農業用施設等の復旧工事の実施
- 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（ほ場整備事業等）（実施主体：県）
 - ・ 農地・農業用施設等の生産基盤，集落排水施設等の総合的な整備
 - ・ 市町は，住民説明会の開催等により，事業の早期着手に向けた地権者の合意形成を促進
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（実施主体：県，市町，農業協同組合等）
 - ・ 被災した農業協同組合等が所有する農業協同利用施設の復旧
- 担い手育成総合支援活動事業（実施主体：市町，担い手育成総合支援協議会）
 - ・ 農業法人制度の普及啓発や民間専門家コンサルタント派遣等による法人化

支援

- 地域農業経営再開復興支援事業（事業主体：市町）
 - ・市町村が、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を実施（例：市町が農地利用集積円滑化団体となり、農地所有者から委任を受けて大規模経営体への農地の貸付けを実施）
- 被災者向け農の雇用事業（事業主体：民間団体等）
 - ・農業法人等が被災者等を新たに雇用し、OJT研修を通じて経営ノウハウ等の習得を支援

<園芸や畜産の生産振興の強化の推進に係る事業>

- 東日本大震災農業生産対策交付金事業（実施主体：県，市町，農業協同組合等）
 - ・被災した農業用共同利用施設の復旧・営農用資材の購入等の経費補助
 - ・県・市町は、地域の実情を踏まえ、農業の復興を効果的に進めるために必要となる施設等の整備やリース方式による農業機械の導入等を実施
- 被災地域農業復興総合支援事業（実施主体：市町）
 - ・市町が農業・加工用施設の整備等を行い、被災農業者等へ貸与する
 - ・市町は、地域の実状を踏まえ、農業の復興を効果的に進めるために必要となる施設等の整備を実施
- 大規模園芸経営体育成事業（実施主体：県）
 - ・大型鉄骨ハウス及びパイプハウス団地の整備に係る経費に対する補助
- 畜産経営復興総合支援事業（実施主体：県，市町）
 - ・畜産農家に対する畜舎復旧などの総合支援を実施
- 農商工連携加速化推進プロジェクト（実施主体：県）
 - ・食品関連業者と農業者のマッチングを行い、商品開発等を行う
- 県産農林水産物・食品等利用拡大事業（実施主体：県）
 - ・県産農畜産物の加工商品の見本市や商談会等の開催に対する補助

<民間企業と連携した農業経営と他産業からの農業参入の推進に係る事業>

- 6次産業化推進整備事業（実施主体：民間団体等）
 - ・農畜産物の加工・流通・販売のために必要な施設整備に係る経費の補助
- アグリビジネス新展開支援事業（実施主体：県）
 - ・農産物直売・農産加工に取り組む経営の多角化や事業の連携によって関連産業の付加価値を取り込んで経営の発展を目指す人材の育成やビジネス展開
- アグリビジネス経営基盤強化整備事業（実施主体：県）
 - ・年間販売額1億円以上を目指す農業法人に対し、ビジネスプランに基づく機械・施設の整備に係る経費に対する補助
- 市町村振興総合補助金（農産加工ビジネス支援事業）（実施主体：県）
 - ・農産加工品の品質高度化及び量販体制整備促進のための加工・販売施設、機械等の整備に係る経費に対する補助。
- グリーン・ツーリズム促進支援事業（実施主体：県）

- ・都市住民の受入体制づくりを支援し、地域資源を活用した交流を推進
 <先進技術の活用による生産性の向上及び販売力強化の推進に係る事業>
 - 食料生産地域再生のための先端技術展開事業（事業主体：民間団体等）
 - ・県や独法の試験研究機関、民間等が持つ先進技術を組み合わせ、津波被災地の農業経営体で大規模な実証を行い、技術の体系化と普及を図る
- イ．企業参入の相談窓口の設置等
 - 県庁及び地方振興事務所に相談窓口を設置し、農業参入を希望する企業への相談活動を実施する。（実施主体：県，市町）
- ウ．農地情報の収集と企業への提供
 - 農業参入を目指す企業に対し、市町村と連携して、参入可能な農地の情報提供等を行う。（実施主体：県，市町）
- エ．農業参入研修会の開催
 - 農業参入を促進するため、企業を対象とした研修会を開催する。（実施主体：県，市町）
- オ．税制優遇
 - 対象設備の新增設を行った法人に対する法人事業税，不動産取得税，固定資産税を減免する。（実施主体：県及び市町）
- カ．企業誘致活動
 - 県内の食品流通業者等を中心に、自社生産農産物の生産を開始，又は今後希望している企業を訪問し，農地や農業用施設の取得等の支援を行う（実施主体：県，市町）

6 復興産業集積区域において，実施し，又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の推進の内容

※4の復興産業集積区域

※内容は，5の内容と同じ。

7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本県の農業は，豊かな食料基地として，米や畜産をはじめ，安全で多彩な農畜産物を安定的に供給してきたほか，生産活動の営みによって，国土の保全や景観の維持などの多面的な機能を発揮してきた。

特に，沿岸部では，水稻・大豆はもとより，いちごやトマト，きゅうり，メロン，セリ，きく，カーネーションなど，地域特産物を含む県内有数の園芸産地として発展してきた地域であり，本県農業を代表するブランド農産物を数多く産出し，農業所得の向上や農業後継者の確保に大きく貢献してきたが，東日本大震災により多くの農業生産基盤を失うこととなった。

本県では，平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」及び「みやぎの農業・農村復興計画」に基づき，「県内の農業生産力の早期回復」「新たな時代の農業

・農村モデルの構築」を復興に向けた基本的な方向に据え、直面する課題を乗り越え、みやぎの農業・農村を復興させるため、被災前の土地利用や営農方式を見直し、「農地の面的な集約・経営の大規模化・高付加価値化」などを、今後の農業振興のキーワードとし、また、「安全で暮らしやすい農村づくり」に向けて、重点的に取り組むこととしている。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、民間企業との連携を含めた農業経営の基盤の安定化と付加価値の高い農畜産物の生産や新商品の開発等、食と農に関連する様々な取組を有機的に融合させ、全国に発信できる新しい農業を創造することにより、雇用の創出や地域の活性化に大きく寄与するものである。

8 その他

(1) 法第4条第3項の規定による意見聴取は、本計画が、県と県内市町の共同作成のため不要とする。

なお、県と県内市町は、宮城県復興特別区域制度活用連絡調整会議を組織し、適切な役割分担及び緊密な連携を図っている。

(2) 本計画に基づき、実際の産業集積の形成及び活性化を進めていくに当たっては、業種について、よりきめ細かく、地域資源の活用や地域特性を踏まえることとする。